

資格・試験

【 一級建築士試験 】

概要・目的： 建築物の設計や工事監理に従事する技術者の使命や責任は非常に大きなものがあり、建築士法の定めるところにより、技術者の専門的技術の水準確保と業務に対する責任制度の確立のために建築士の制度が設けられている。建築士は、設計や工事監理を行うことができる建築物の範囲（構造・規模）によって、一級建築士、二級建築士、木造建築士の3種類に区分されている。

一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならない。つまり、一級建築士試験に合格することが、一級建築士となるための条件となる。

根拠法令：建築士法第3章

問合先：下記実施団体にお問い合わせください。

試験概要(詳細は実施団体ホームページ参照)

実施時期：学科の試験毎年7月頃

設計製図の試験毎年10月頃

受験資格：下記の区分(一)~(六)のいずれかに該当する者

条件 区分	学歴又は資格		建築に関する 実務経験年数
	最終卒業学校又は資格	課程	
(一)	大学(新制大学・旧制大学)	建築又は土木	2年以上
(二)	3年制短期大学(夜間部を除く)	建築又は土木	3年以上
(三)	2年制短期大学	建築又は土木	4年以上
(四)	高等専門学校(旧制専門学校を含む)	建築又は土木	4年以上
(五)	二級建築士		4年以上
(六)	その他国土交通大臣が特に認める者(昭和56年建設省告示第990号ほか)		

実施団体：財団法人建築技術教育普及センター

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1

TEL : 03-5524-3105 ホームページ : <http://www.jaeic.or.jp/>